

經營管理權集積計画

1 個別事項

整理番号	45	經營管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 登米市長 熊谷 盛廣							(所在地) 宮城県登米市追町佐沼字中江2丁目6番地1		
		經營管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]							(住所又は所在地) [REDACTED]		
乙が經營管理権の設定を受ける森林(A)												
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	經營管理権の存続期間の開始 (終期)	經營管理権に基づいて行われる經營管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津山町柳津字黄牛田高畑	5-231	71 ▲ 4 0	山林	0.10	スキ	38	公告の日より 2032.3.31	・乙は存続期間中に間に伐を1回以上実施する事により林内環境整備を図るものとする。	・經營管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売の収益は乙のものとする。	・乙から甲に対して金額の支払いは行わない。	[REDACTED]
2	津山町柳津字黄牛田高畑	5-248	71 ▲ 48 0	山林	0.03	スキ	70	公告の日より 2032.3.31	・乙が經營管理を行なうために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付与する場合における保険料は除くものとする。	・乙が經營管理を行なうために要した経費は乙が負担するものとする。	・乙から甲に対して金額の支払いは行わない。	[REDACTED]
3	津山町柳津字黄牛田高畑	5-248	71 ▲ 49 0	山林	0.07	スキ	55	公告の日より 2032.3.31	・乙が經營管理を行なうために要した経費は乙が負担するものとする。	・乙が經營管理を行なうために要した経費は乙が負担するものとする。	・乙から甲に対して金額の支払いは行わない。	[REDACTED]
4	津山町柳津字黄牛田高畑	5-248	71 ▲ 51 0	山林	0.03	スキ	57	公告の日より 2032.3.31	・乙が經營管理を行なうために要した経費は乙が負担するものとする。	・乙が經營管理を行なうために要した経費は乙が負担するものとする。	・乙から甲に対して金額の支払いは行わない。	[REDACTED]
5	津山町柳津字黄牛田高畑	5-266	71 ▲ 79 0	山林	0.15	スキ	57	公告の日より 2032.3.31	・乙が經營管理を行なうために要した経費は乙が負担するものとする。	・乙が經營管理を行なうために要した経費は乙が負担するものとする。	・乙から甲に対して金額の支払いは行わない。	[REDACTED]
6	津山町柳津字黄牛田高畑	5-296	72 □ 1 0	山林	0.11	スキ	83	公告の日より 2032.3.31	・乙が經營管理を行なうために要した経費は乙が負担するものとする。	・乙が經營管理を行なうために要した経費は乙が負担するものとする。	・乙から甲に対して金額の支払いは行わない。	[REDACTED]
0.49												
<p>この計画に同意する</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 登米市長 熊谷盛廣 住 所 (同上) 宮城県登米市追町佐沼字中江2丁目6番地1</p> <p>権利の設定する森林の森林所有者 (甲) [REDACTED] 住 所 (同上)</p> <p>自署 [REDACTED]</p>												

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別葉とすること。

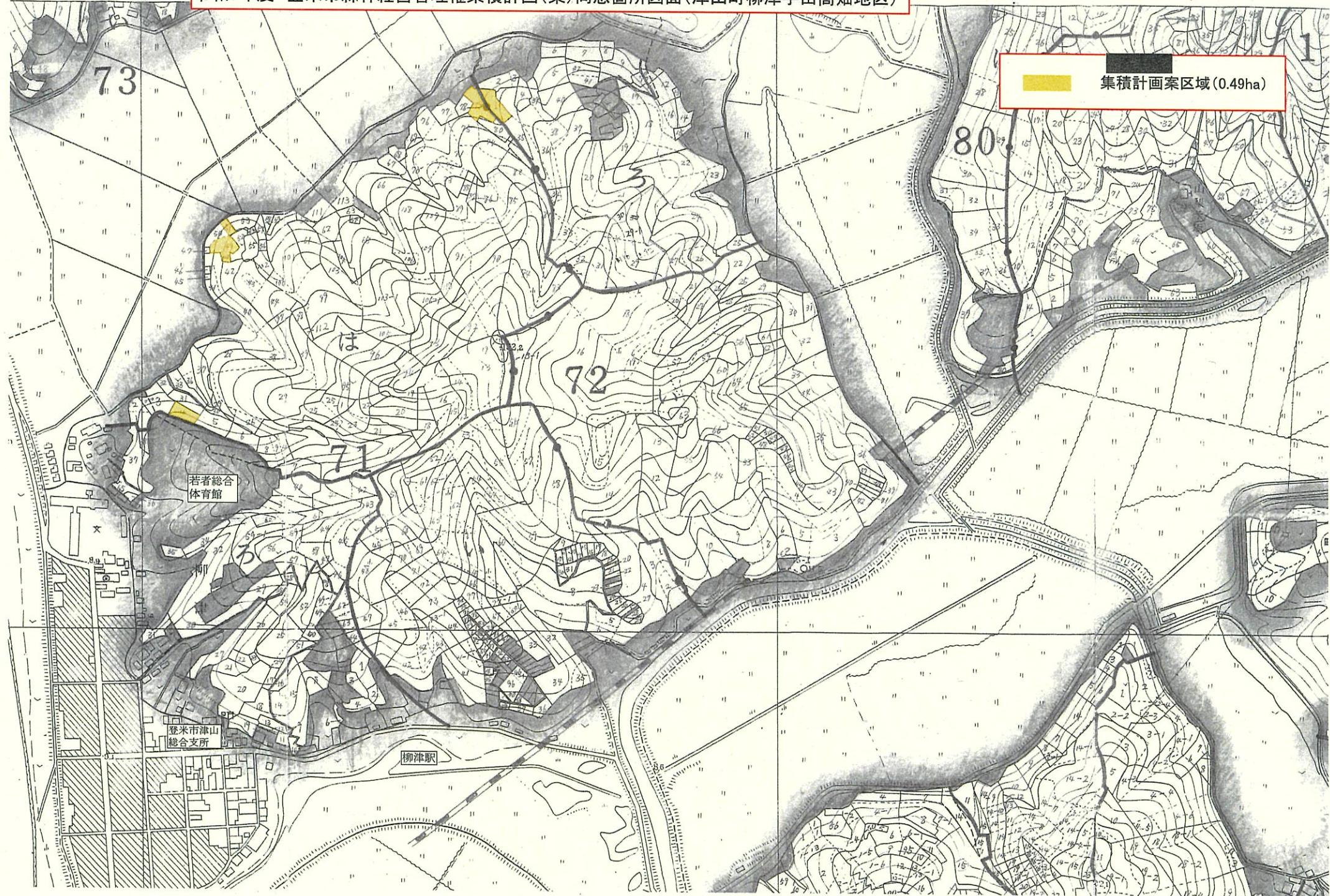
(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権承襲積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)



經營管理權集積計畫

1 個別事項

1.13

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙） 登米市長 熊谷盛庸

新 周 (周上) 宜桂 ■ 桂林市党政工作动态 2013 年 2 月 2 日

権利の設定する森林の森林所有者（甲）

七
元组

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合に別紙の上

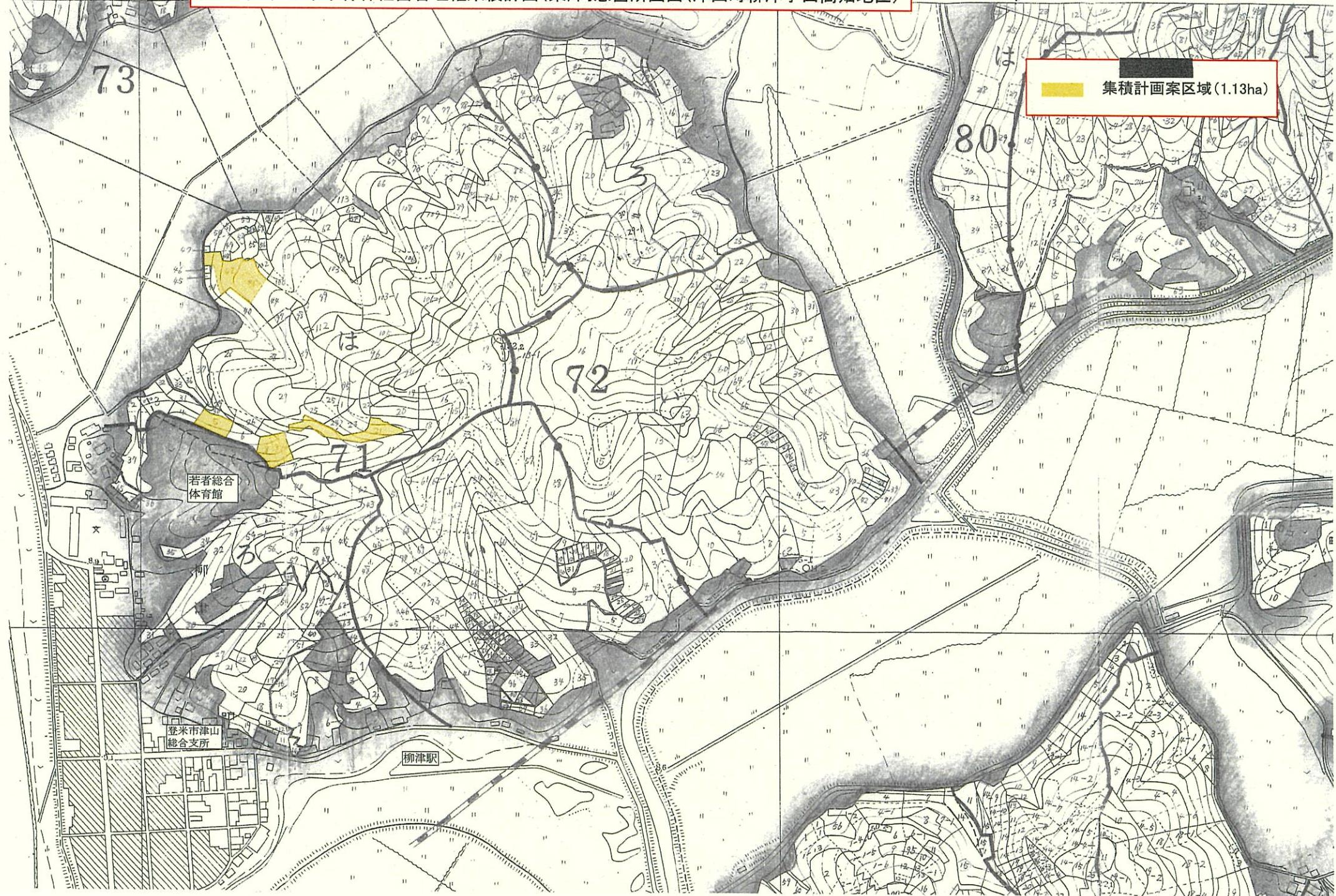
(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権集計図の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について經營管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付とともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A欄の)「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下欄に記載することとする。

(5) (B)欄は「〇年〇ヶ月〇〇日生」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	47	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 登米市長 熊谷 盛廣						(所在地) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1				
		経営管理権の設定する森林の森林 所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]						(住所又は所在地) [REDACTED]				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の開始	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金額(D)の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	津山町柳浦字黄牛田高畑	5-229	71 ハ 6 0	山林	0.13	[REDACTED]	.65	公告の日より	2032.3.31	・乙は存続期間中に間伐を1回以上実施する事により林内環境整備を図るものとする。 なお、施業の実施にあたっては堤防や沢筋における不必要な伐採は控え、生物多様性に配慮するものとする。	・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売の収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付与する場合における保険料は除くものとする。	・乙から甲に対しで金銭の支払いは行わない。	
0.13													
<p>この計画に同意する</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 登米市長 熊谷盛廣 住 所 (同上) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1</p> <p>権利の設定する森林の森林所有者 (甲) [REDACTED] 住 所 (同上)</p> <p style="text-align: center;">自署 [REDACTED]</p>													

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別表とすること。

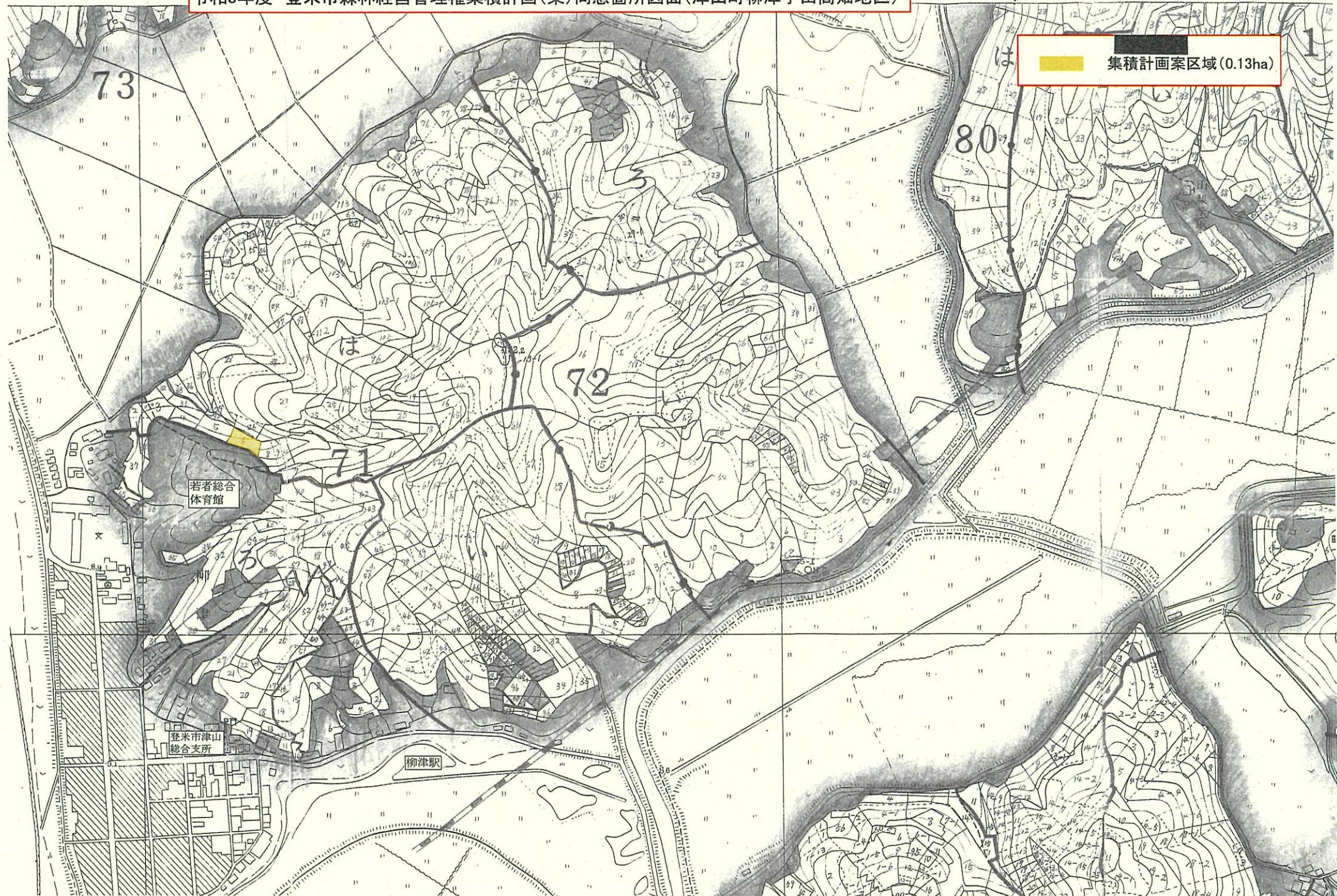
(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく実事と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1箇の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B)欄は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)



經營管理權集積計画

1 個別事項

登録番号	54	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 登米市長 熊谷 盛廣						(所在地) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1			
		経営管理権の設定する森林の森林 所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]						(住所又は所在地) [REDACTED]			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	津山町柳津字黄牛田高畠	348-7	71 ハ 52 0	山林	0.08	スキ	51	公告の日より 2032.3.31	・乙は存続期間中に 間伐を1回以上実施 する事により林内環境 整備を図るものとす る。 ・経営管理権に基づき乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販売の 収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。なお、施業の実施に あたっては保険や沢 崩における不必要な 伐採は控え、生物多 様性に配慮するもの とする。	・乙から甲に対し て金戻の支払い は行わない。	[REDACTED]	
0.08												

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別業とすること。

権利の設定を受ける

宜都市人民法院宣判厅 (四) 宜都市长 廖春盛

所 (同上) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1

権利の設定する森林の森林所有者。(甲)

· 伟 著 (原上)

三

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別紙とすること。

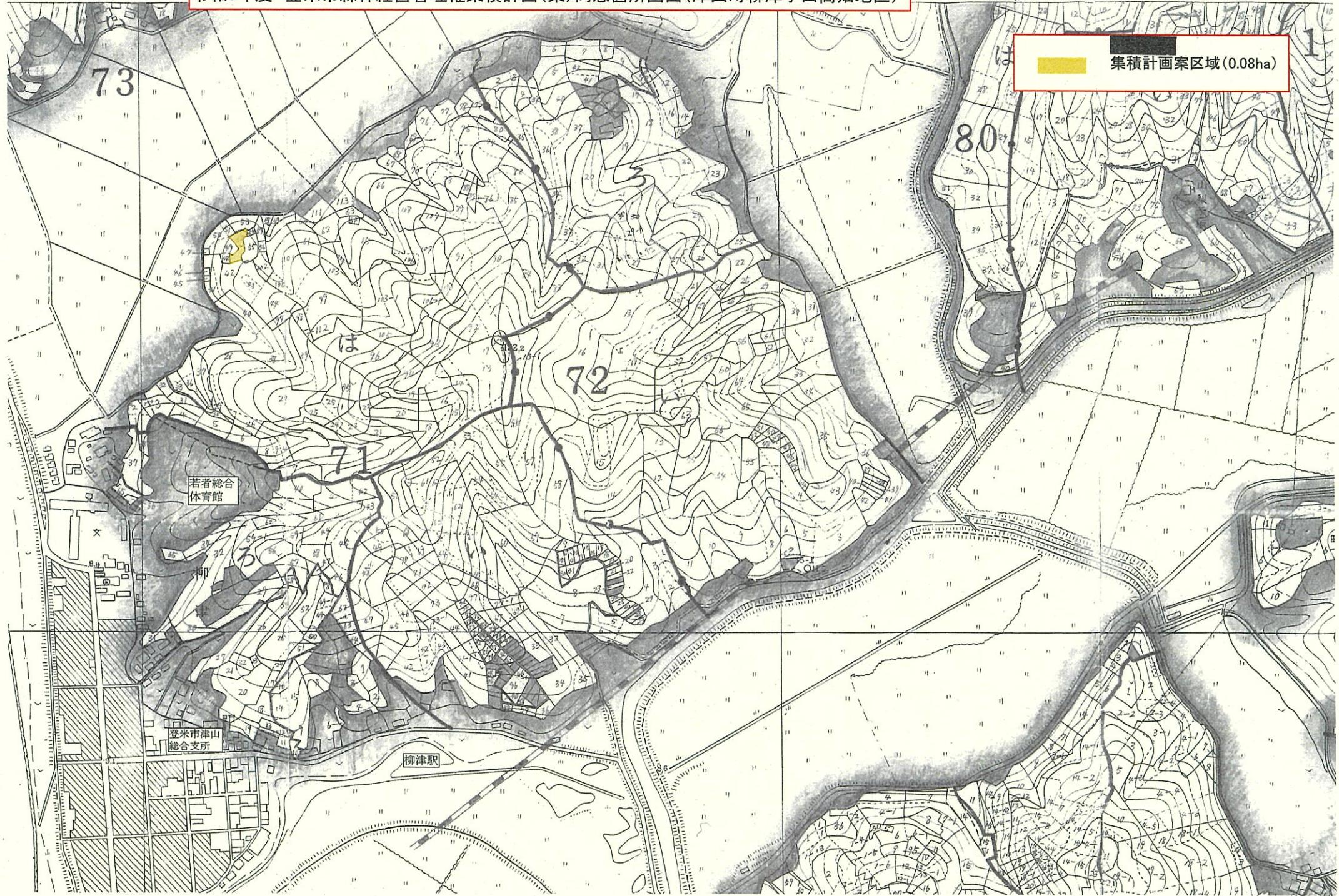
(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事實と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畠地区)



經營管理権集積計画

1 個別事項

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別業とする。

権利の設定を受

権利の設定を受ける市町村（乙） 登米市長 旗谷盛廣

住 所(同上) 宮城県登米市波町佐沼字内江2丁目2番地

権利の設定する森林の森林所有者（甲）

七
國
會

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別棄とすること。

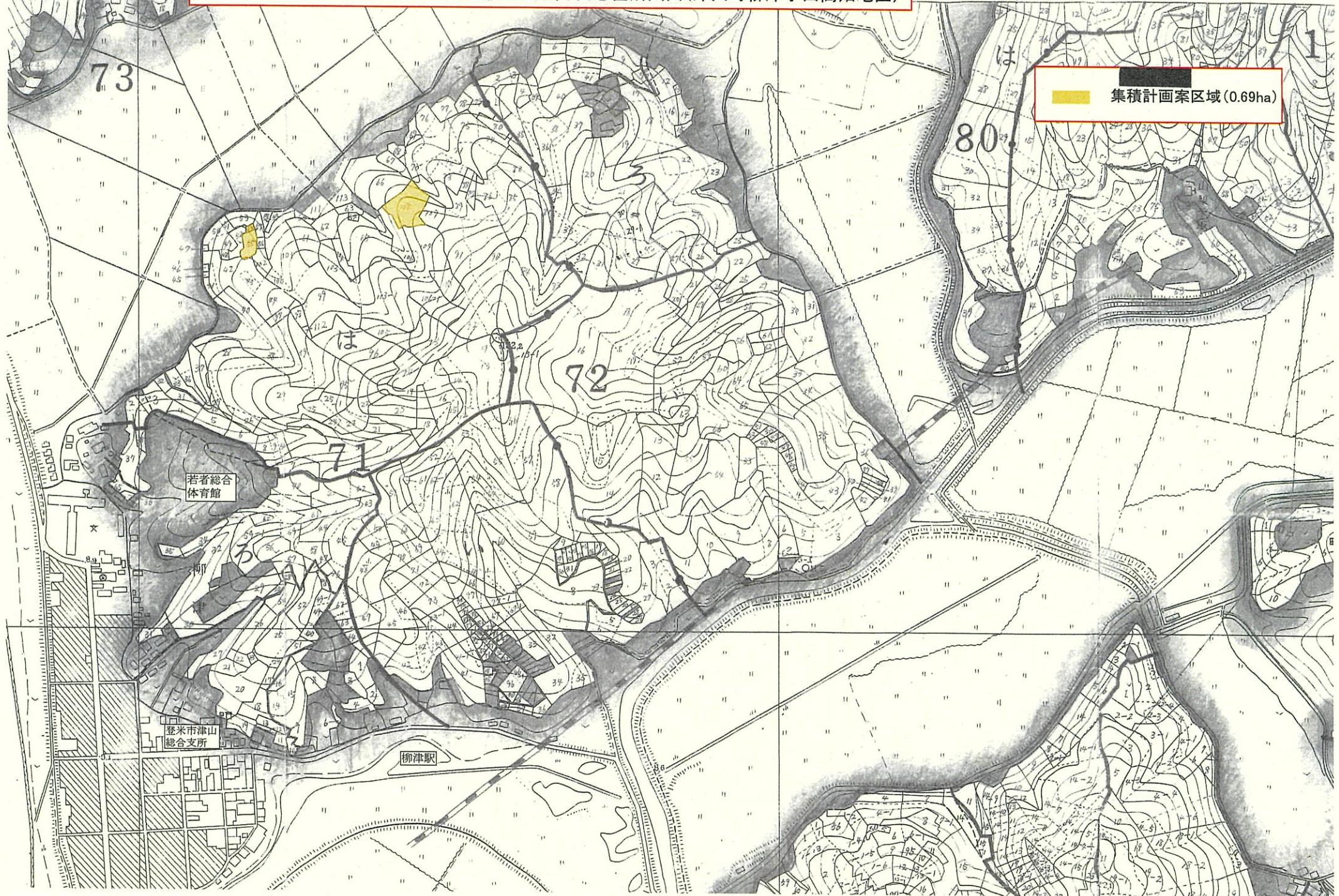
(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集計計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、I筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林跡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B)欄は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畠地区)



經營管理 権集 積計画

1 個別事項

20

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 品名(同上) 宮城県磐井市泊町佐沢字由江2丁目6番地

権利の設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（獨上）

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別表とすること。

(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B)欄は、「〇年又は〇〇年〇〇月〇〇日又は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

經營管理權集積計画

1 個別事項

二 この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙） 総務大臣、権公成案

住 所（同上） 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1

権利の設定する森林の森林所有者（用

焦 所《同上》

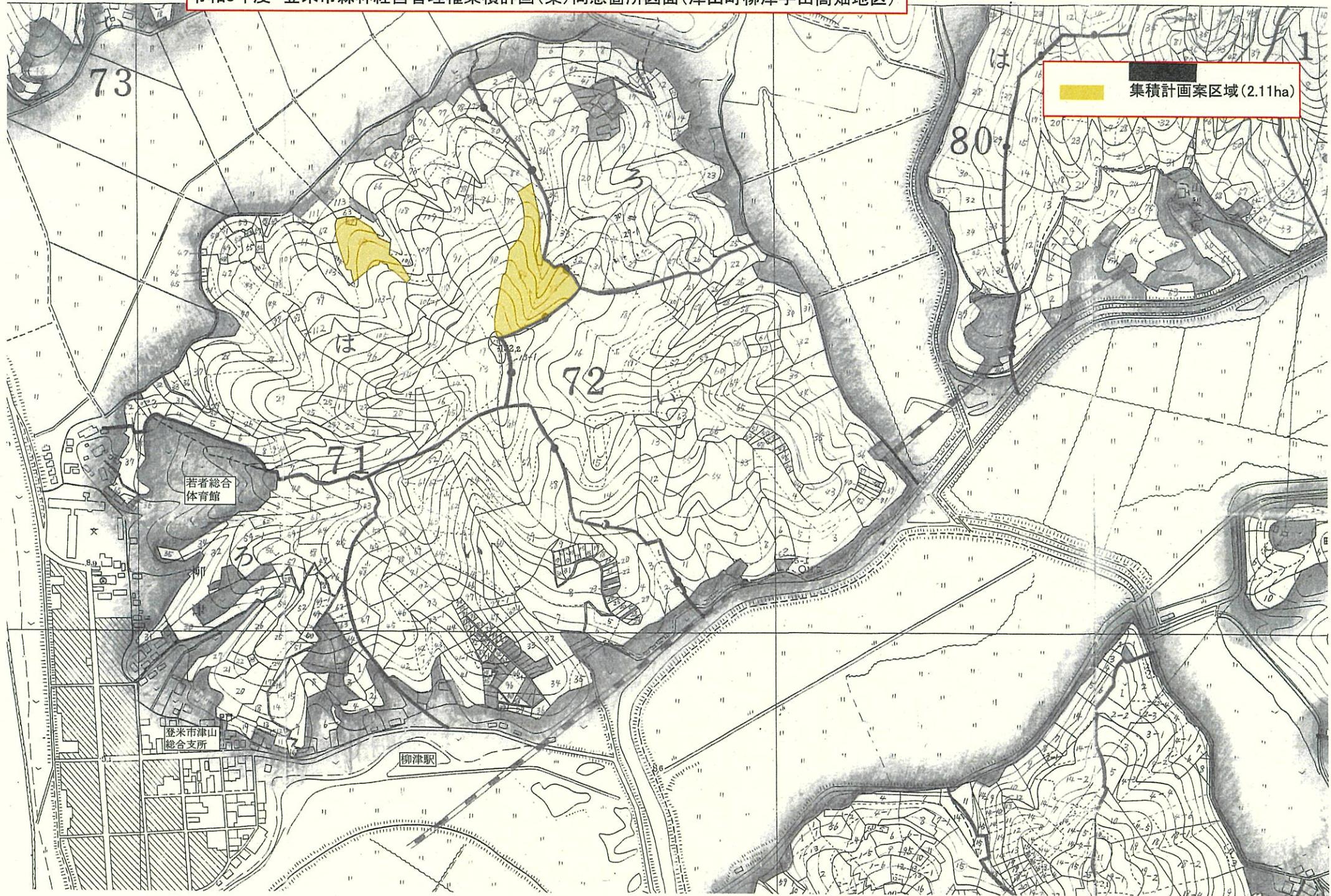
(記載注意) (1) この個別基項は、経営管理機能を設定する者が異なる場合は、別表にて記入。

(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所等記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権集計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1箇の一部について經營管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B)欄は「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)



經營管理權集積計画

1 個別事項

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 (同上) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地

権利の設定する森林の森林所有者（個人）

住 所 (同上)

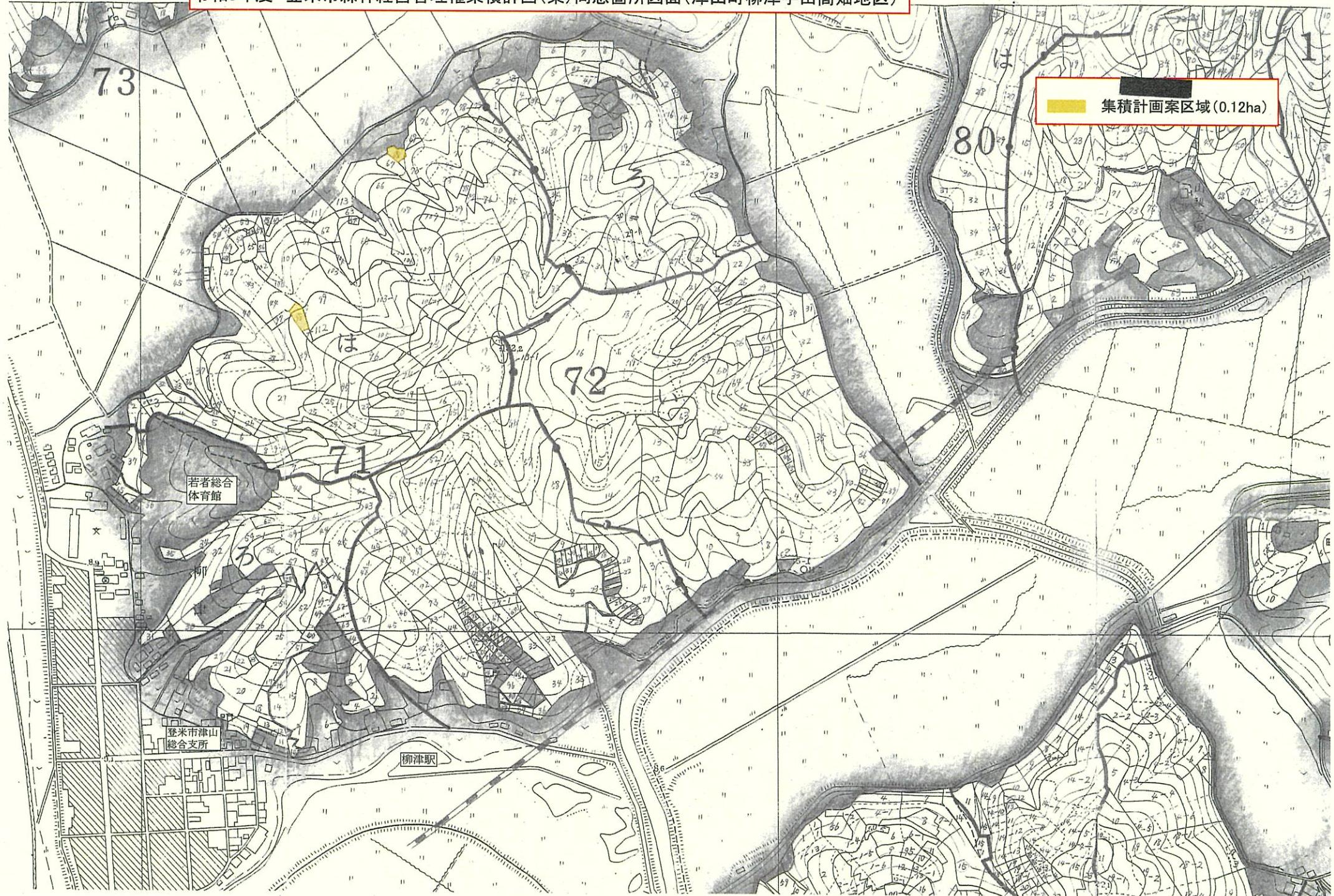
(記載注意) (1)、この個別高額は、経営統制法の附則によるもの。

(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1棟の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、個別欄にその旨を記載すること。

(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畠地区)



經營管理權集積計画

1 個別事項

整理番号	64	經營管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 登米市長 熊谷 盛廣	(所在地) 宮城県登米市追町佐沼字中江2丁目6番地1
		經營管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]	(住所又は所在地) [REDACTED]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)

0.80

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　登米市長 龍谷盛慶

住 所(同上) 宮城県登米市迫町佐渡字中江2丁目6番地

権利の設定する森林の森林所有者（用

住 所 (同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理指針改定による変更が生じた場合は、別途記入する。

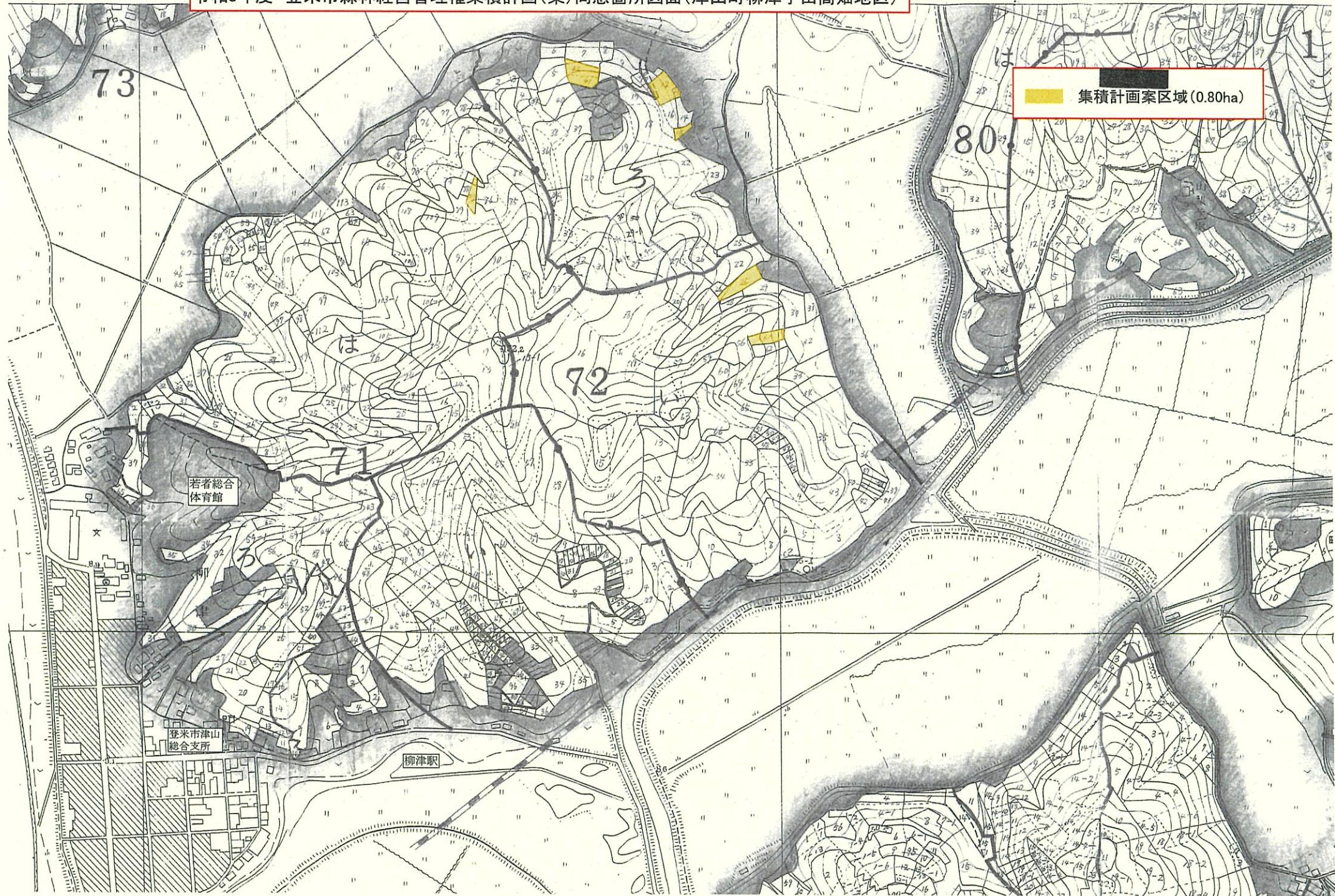
(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付とともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は、(A)欄に記載することとする。

(5) (B)欄は「〇集」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」の意味とする。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畠地区)



経営管理権集積計画

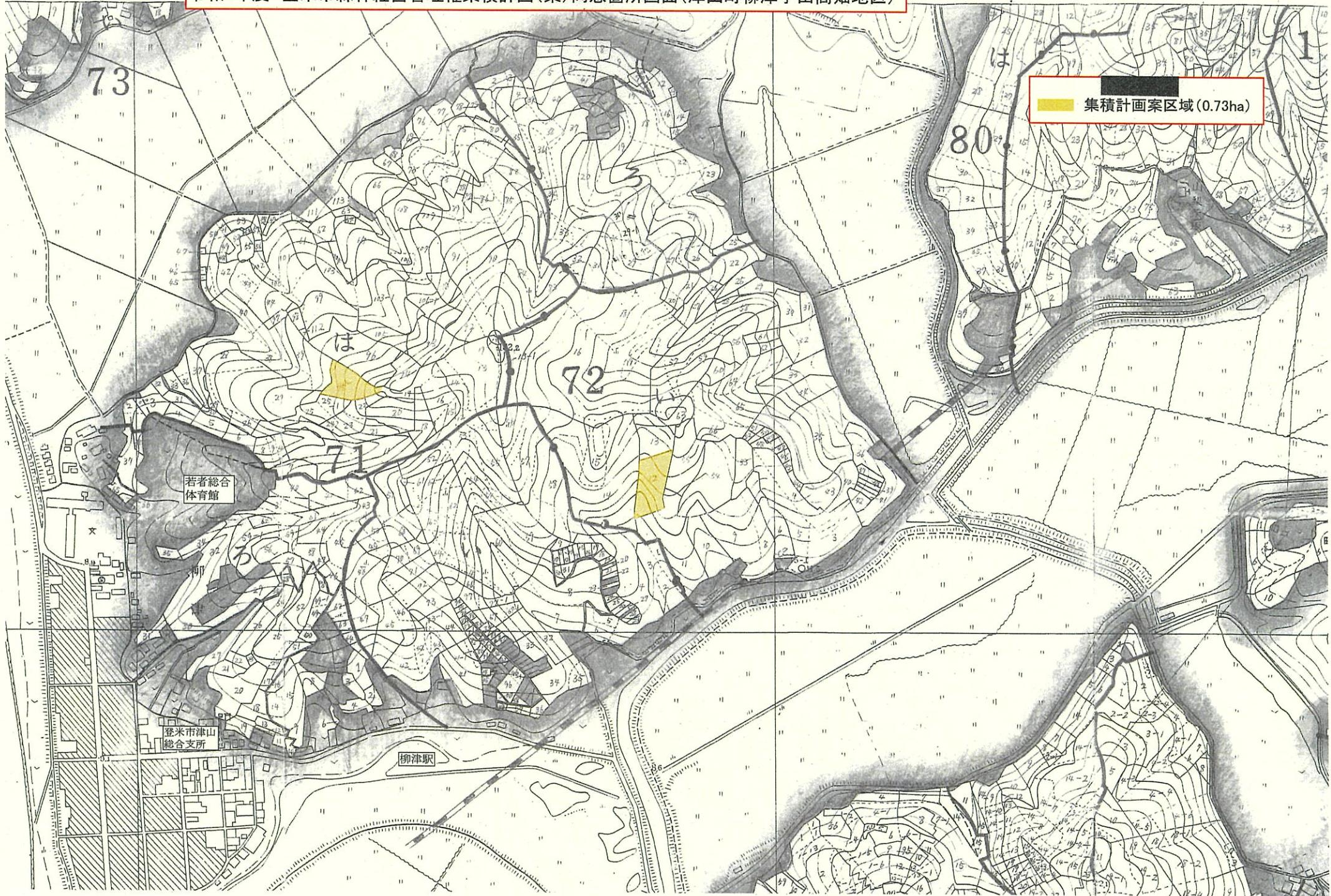
1 個別事項

整理番号	66	経営管理権の設定を受ける市町村(名称) (乙)	登米市長 熊谷 盛廣						(所在地) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1		
		経営管理権の設定する森林(森林所有者(甲))							(住所又は所在地)		

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)

番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の開始	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われる べき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
1	津山町柳津字黄牛田高畑	5-242	71 ハ 95 0	山林	0.30	スキ	55	公告の日より	2032.3.31	・乙は存続期間中に 間伐を1回以上実施 する事により林内環境 整備を図るものと する。 なお、施業の実施に あたっては深耕や沢 筋における不必要な 伐採は控え、生物多 様性に配慮するもの とする。		・経営管理権に基づき乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販売の 収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。ただし、森林保険を付与する 場合における保険料は除くものと する。		・乙から甲に対し て金額の支払い は行わない。	
2	津山町柳津字黄牛田高畑	5-154	72 イ 12 0	山林	0.43	スキ	62	公告の日より	2032.3.31						

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)



經營管理權集積計劃

1 個別事項

93

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　　発表市長 鹿谷盛四

権利の設定する森林の森林所有者（用

生　　活　　網

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理機関を設定する者が異なる場合は、別紙レの件

(2.) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく実測面積と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について經營管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A)欄の「現況推移」及び「現況状態」は森林地に記載された内容を記載することとし、森林地に記載する場合は(1)書式一式提出の場合は(2)書式二式提出の場合は(3)書式三式提出とする。

(5) (B)欄は「〇年△又は〇〇年〇〇月〇〇日迄」と記載する。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)

